

2011年2月15日 全16頁

証券会社に対する

連結規制の政・府令

資本市場調査部 制度調査課
横山 淳

2010年金商法改正関連シリーズ

[要約]

- 2010年12月27日、金融商品取引法の関連政令・内閣府令の改正が公布された。これは2010年5月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち公布後1年以内の政令指定日に施行する事項を中心にその細目などを定めるものである。
- 子会社等を含めた連結自己資本規制（川下連結）などの対象とする証券会社（特別金融商品取引業者）を、総資産1兆円以上と定めている。また、連結自己資本規制については、現行の単体自己資本規制比率の算定基準をベースとした基準を定めている。
- 特別金融商品取引業者のうちグループ一体で金融業務を行っていると認められるものに対する親会社（指定親会社）・兄弟会社を含めたグループ全体に対する連結自己資本規制（川上連結）は、①現行の単体自己資本規制比率の算定基準をベースとした基準と②バーゼルⅡに基づく基準の選択制としている。
- 施行日は2011年4月1日とされている。

【目次】

はじめに	2
1. 背景	3
2. 「川下連結」規制（特別金融商品取引業者）	5
(1) 特別金融商品取引業者	5
(2) 連結自己資本規制（「川下連結」）	6
(3) 親会社の届出、グループ全体の財務状況等の報告	7
(4) 連結業務報告書、連結説明書類	9
3. 「川上連結」規制（指定親会社）	11
(1) 指定親会社	11
(2) 指定親会社の書類提出義務	11
(3) 連結自己資本規制（「川上連結」）	12
(4) 連結事業報告書、連結説明書類	14
4. 施行日	16

※本稿は、2010年11月17日付レポート「証券会社に対する連結規制の政・府令案」を、最終的な府令に基づいて書き改めたものである。

はじめに

○2010年12月27日、金融商品取引法に関連する次の政令・内閣府令などが公布された¹。これは2010年5月12日に成立（公布は2010年5月19日）した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）²の細目などを定めるものである。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（以下、施行日政令）

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（以下、改正政令）

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（以下、改正府令）

○改正法は、いわゆる金融危機を受けた国際的な議論や、わが国での処分事案から明らかになった投資者保護上の問題などを受けて、2010年1月21日に金融庁がとりまとめた『金融・資本市場に係る制度整備について』³を踏まえて、金融商品取引法などの改正を行ったものである。その主な内容を挙げると次のようになる。

(1) 店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

- ①一定の店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用の義務付け（いわゆる清算集中）
- ②清算関連の基盤整備
- ③取引情報保存・報告制度の創設

(2) 証券会社の連結規制・監督の導入等

- ①金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化
- ②一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督の導入
- ③保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準（連結ソルベンシー・マージン基準）の導入（保険業法の改正）

(3) その他の投資者保護のための措置

- ①裁判所の禁止・停止命令に違反した法人に対する罰則（両罰規定）
- ②当局による破産手続開始の申立権の範囲を金融商品取引業者全般に拡大（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の改正）
- ③信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備（信託業法の改正）

○今回の改正政令、改正府令では、これらの事項のうち公布後1年以内の政令指定日に施行する項目を中心に、次のような事項が盛り込まれている。

①清算関連の基盤整備

—清算機関の最低資本金、外国清算機関の直接参入・リンク参入の審査基準など

②証券会社の連結規制・監督

—連結規制・監督の対象、報告事項など

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101221-3.html>）にも掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/174/index.html>）に掲載されている。

³ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html>）に掲載されている。なお、拙稿「金融・資本市場の制度整備」（2010年1月26日付レポート）も参照。

- ③ヘッジファンド規制の見直し
—外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態を規制対象に
- ④地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し
—地方公共団体を「アマへ移行可能なプロ」から「プロに移行可能なアマ」に分類を変更
- ⑤デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し
—個人向け店頭デリバティブ取引全般について、一定の例外を除き、不招請勧誘等を禁止
- ⑥不動産デリバティブ取引に対する規制の導入
—不動産インデックス等のデリバティブ取引を業規制・行為規制の対象に
- ⑦その他
—事業型ファンドに関する契約締結前交付書面の記載事項の見直し、有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引に係る規制の明確化など

○本稿では、これらのうち「②証券会社の連結規制・監督」について紹介する。なお、この項目については、2010年10月22日に公表された原案（「平成22年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案の公表について」）⁴からの主な変更点としては、例えば、次のものが挙げられる（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」⁵（以下、「金融庁の考え方」）参照）。

- ◇特別金融商品取引業者が提出すべき一定の書類につき、連結キャッシュ・フロー計算書の記載が不要とされた。
- ◇当局への届出手続、報告事項について、重複の解消などの観点から、修正が加えられた。
- ◇連結自己資本規制比率の算定方法などについて、一部修正が加えられた。

1. 背景

- わが国の金融商品取引法の下では、第一種金融商品取引業者（いわゆる証券会社）に対する財務の健全性規制として、いわゆる「自己資本規制比率」が課されている。
- 具体的には、第一種金融商品取引業者は、自己資本規制比率（＝固定化されていない自己資本の額 ÷ リスク相当額）が120%を下回ることをしないようにすることが義務付けられている（金融商品取引法46条の6第2項）。また、自己資本規制比率の定期的な当局への報告義務や開示義務なども課されている（同1、3項）。
- 加えて、第一種金融商品取引業者の自己資本規制比率が低下した場合には、必要に応じて、次のような措置が講じられることとなる（いわゆる早期是正措置、金融商品取引法53条、金融商品取引業者等に関する内閣府令179条など）。

⁴ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101022-2.html>）に掲載されている。

⁵ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101221-3/00.pdf>）に掲載されている。

図表 1 第一種金融商品取引業者（証券会社）の早期是正措置

140%を下回った場合	「自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書」提出
120%を下回った場合	「自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書」提出 業務の方法の変更、財産の供託その他監督上必要な事項の命令
100%を下回った場合	3ヶ月以内の業務の全部又は一部停止命令

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- こうした規制が設けられている趣旨は、一般に、「金融商品取引業者の経営に伴うリスクに備え、将来生じ得る損失に対応し得るだけの自己資本を金融商品取引業者に維持させるとともに、自己資本規制比率を財務内容悪化の早期警戒指標として用いようという規制」⁶と説明されている。
- ただ、こうした第一種金融商品取引業者のリスク管理が、なぜ求められるかという点に関しては、従来、「投資者保護」という観点から説明されることが多かった⁷。即ち、投資者保護の観点から、第一種金融商品取引業者に対しては分別管理義務（金融商品取引法 43 条の 2）などを通じて、その取り扱う顧客資産の安全の確保が図られている。とはいえ、それらが適切に運用されるためには、第一種金融商品取引業者自身の財務内容が健全に維持されることが望ましいということである。
- そうした観点から、第一種金融商品取引業者の自己資本規制比率は、単体ベースで規制されている。つまり、「顧客資産の安全の確保」という規制目的は、顧客資産を取り扱っている第一種金融商品取引業者本体の健全性を確保することで、基本的に達成可能であると考えられるためである⁸。
- それに対して、同じ金融機関でも、銀行については、単体（銀行法 14 条の 2）だけではなく、連結ベースでの自己資本比率規制（銀行法 52 条の 25）もなされている。これは、銀行の場合（証券会社と異なり）、「預金者保護の観点のほか、資金決済機能を担うという側面も踏まえ、金融システムの安定性確保の観点から」（前出金融庁『金融・資本市場に係る制度整備について』）規制・監督を行う必要があるためと説明されている。
- ところが、2008 年の金融危機においては、大手証券会社（投資銀行）や大手保険会社の破綻等が国境を越えて金融システムに重要な影響を及ぼすこととなった。つまり、銀行以外の金融機関についても、大規模で複雑な業務を行っている場合には、金融システムの安定性確保の上で無視できない存在であることが確認されたのである。
- これを踏まえ、国際的にも国境を越えて活動する（銀行に限らない）大規模金融機関に対する規制の取組みが進められている（G20、金融安定理事会（FSB）など）。こうした流れの中で、わが国でも一定の証券会社（第一種金融商品取引業者）に対しては、（単体ベースに加え）連結ベースでの規制・監督制度も整備することとされたのである。

⁶ 近藤光男・吉原和志・黒沼悦郎「金融商品取引法入門」（商事法務、2009 年）p.387。

⁷ 近藤光男・吉原和志・黒沼悦郎「金融商品取引法入門」（商事法務、2009 年）pp.386-387、河本一郎・関要「〔新訂版〕逐条解説 証券取引法」（商事法務、2002 年）p.494 など。

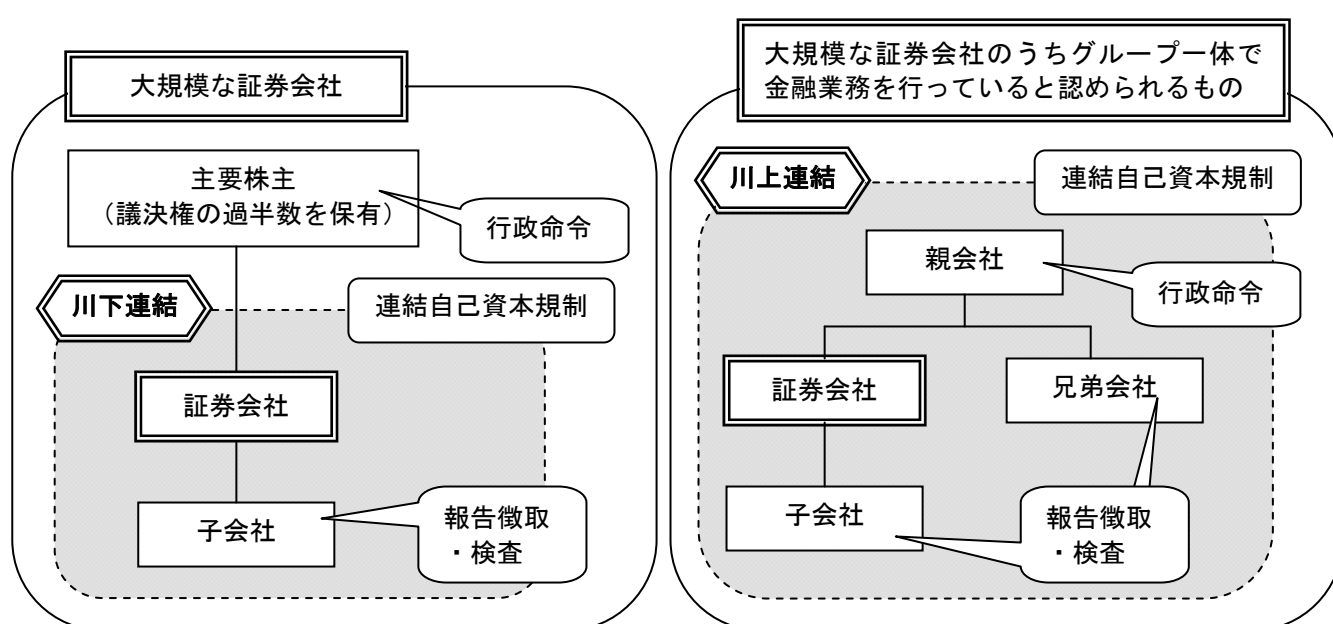
⁸ もちろん、その前提として第一種金融商品取引業者とそのグループ会社との取引等が適切に規制・規律されていることが前提となることは言うまでもない。

○改正法に基づく、第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督は、次の二つに整理できる。

- ①一定の規模以上の第一種金融商品取引業者について、その第一種金融商品取引業者及びその子会社に対する規制・監督（いわゆる「川下連結」）
- ②上記①の第一種金融商品取引業者のうちグループ一体で金融業務を行っていると思われるものについて、その親会社・兄弟会社を含むグループ全体に対する規制・監督（いわゆる「川上連結」）

○今回の改正政令、改正府令では、これらの事項についての細目を定めている。以下、「川下連結」規制と「川上連結」規制に分けて説明する。

図表 2 証券会社の連結規制・監督の導入



(出所) 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」（平成 22 年 3 月）
<http://www.fsa.go.jp/common/diet/174/01/setsume.pdf>

2. 「川下連結」規制（特別金融商品取引業者）

(1) 特別金融商品取引業者

○第一種金融商品取引業者（外国法人を除く）は、その総資産額が一定の基準（総資産基準額）を超えることとなったときは、2週間以内に内閣総理大臣に届け出ることが義務付けられる（改正法による金融商品取引法（以下、改正金融商品取引法）57条の2第1項）。

○この届出を行った第一種金融商品取引業者は「特別金融商品取引業者」と呼ばれ、「川下連結」規制・監督の対象とされることとなる（改正金融商品取引法 57 条の 2 第 2 項など）。

○届出が必要となる基準である「総資産基準額」については、「金融商品取引業者及びその子法人等の集団について業務の健全かつ適切な運営を確保することが必要となる総資産の規模を示す金額として政令で定める金額」とされている（改正金融商品取引法 57 条の 2 第 1 項）。

- 具体的な金額に関して、改正政令、改正府令では、総資産の額（貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計）が **1兆円**であることを基準として定めている（改正政令による金融商品取引法施行令（以下、改正施行令）17条の2の2、改正府令による金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、改正金融商品取引業等府令）208条の2）。

(2) 連結自己資本規制（「川下連結」）

- 改正法の下では、特別金融商品取引業者とその子法人等⁹に対して、連結ベースでの自己資本規制が課されることとなる。
- 即ち、内閣総理大臣は、特別金融商品取引業者がその経営の健全性を判断するための基準として、金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適切であるかどうかの基準その他の経営の健全性の状況を表示する基準を定めることとされている（改正金融商品取引法57条の5第1項）。
- その具体的な基準は、今回新設された告示「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準を定める件」が規定している。その内容は、特別金融商品取引業者が作成する連結財務諸表に基づいて、次の要件を充たすことというものである（同告示2条）。

自己資本 － 控除すべき固定資産等

$$\frac{\text{市場リスク相当額} + \text{取引先リスク相当額} + \text{基礎的リスク相当額}}{\text{自己資本}} \geq 120\%$$

- これは、概ね、現行の単体自己資本規制比率の算定基準をベースとして、それを連結ベースに拡張したものと整理されるだろう。なお、こうした方向性は、前出金融庁『金融・資本市場に係る制度整備について』で示されていた次のような方針を踏まえたものと考えられる。

現行、単体ベースで適用される自己資本規制の枠組みは、証券会社のビジネス・モデルも踏まえ、自己資本の質・量に加えて、流動性にも着目するものとなっている。連結ベースの自己資本規制を整備するに当たっても、こうした観点を織り込み、基本的に、現行の単体ベースの規制を拡張していく方向で検討することとする。

- 特別金融商品取引業者は、上記の基準を用いて表示される「経営の健全性の状況」について、毎四半期経過後50日以内に（改正金融商品取引業等府令208条の14）、内閣総理大臣に対する届出と公衆縦覧を行うことが求められる（改正金融商品取引法57条の5第2、3項）。届出及び公衆縦覧を行う書面の内容は、（従来からある）単体ベースの自己資本規制比率についての書面（金融商品取引業等府令180条）に準じることとされている（改正金融商品取引業等府令208条の14、15）。

⁹ 「子法人等」とは、子会社その他の密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当するものと定義されている（改正金融商品取引法57条の2第9項）。改正政令、改正府令では、財務諸表等規則又は指定国際会計基準における子会社、関係会社を対象と定めている（改正施行令17条の2の4、15条の16の2第1項、改正金融商品取引業等府令38条の3、38条の4）。

○こうした「経営の健全性の状況」に照らして、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特別金融商品取引業者に対して次のような処分を行うことができる（改正金融商品取引法 57 条の 6 第 1、3 項）。

◇（3 ヶ月以内の）業務の全部又は一部の停止

◇業務の方法の変更

◇財産の供託その他監督上必要な事項

◇登録取消し（注）

（注）「登録取消し」処分は、「業務の全部又は一部の停止」命令を行ったにもかかわらず、3 ヶ月を経過した時点で経営の健全性の状況が改善せず、かつ、改善する見込みがないと認められる場合に行われる。

○具体的には、原則、図表 3 の命令を行うことが想定されている（告示「特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」）。これは現行の第一種金融商品取引業者（単体）に対するいわゆる早期是正措置（図表 1 参照）を踏まえたものと見ることができよう。

図表 3 特別金融商品取引業者の経営の健全性の状況の区分とこれに応じた命令

経営の健全性の状況に係る区分		命令の内容
区分	連結自己資本規制比率	
非対象区分	140%以上	—
第一区分	120%以上 140%未満	連結自己資本規制比率を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画の提出その他監督上必要な事項の命令
第二区分	100%以上 120%未満	連結自己資本規制比率を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画の提出、業務の方法の変更、財産の供託その他監督上必要な事項の命令
第三区分	100%未満	3 ヶ月以内の業務の全部又は一部の停止その他監督上必要な事項の命令

（出所）告示「特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

(3) 親会社の届出、グループ全体の財務状況等の報告

○特別金融商品取引業者に対する連結規制のあり方としては、前記(2)のようにその「子法人等」など「川下」に対する連結規制が中心となる。ただし、以下に説明するように、その親会社に対しても一定のチェックが行われることとされている。これは後述する「川上連結」規制の対象とすべきかの判断材料としての意味もあるものと考えられる。

○特別金融商品取引業者は、その親会社に関して次の書類を内閣総理大臣に提出することが求められている（改正金融商品取引法 57 条の 2 第 2、3 項、改正金融商品取引業等府令 208 条の 4～6）。

①親会社に関して次の事項を記載した書類

a. 商号又は名称

b. 資本金の額又は出資の総額

- c. 本店又は主たる事務所（注1）の名称・所在地
- d. 事業の内容

②親会社のうちその親会社がない会社（つまりグループ全体の頂点に位置する会社）についての直近四半期報告書その他の特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務・財産の状況を記載した書類。具体的には次の書類（改正金融商品取引業等府令別紙様式17号の2、3）。

- a. 資金調達に関する支援の状況等に関する報告書
- b. 親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書

③親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営・財産の状況について、他の法令に基づいて行政機関の監督を受けている場合（注2）には、その旨を説明する書類

④経営管理・資金調達支援に関連して、次の場合に、それぞれに掲げる事項を記載した書類

- a. 親会社とその特別金融商品取引業者の経営管理を行っている場合
 - (イ) 経営管理を行っている親会社の商号・名称
 - (ロ) 経営管理の方法
 - (ハ) 経営管理に係る体制
 - (ニ) 親会社の役職員が、その特別金融商品取引業者の役員を兼ねるときは、その氏名、それぞれにおける役職名、就任年月日
- b. 親会社又はその子法人等がその特別金融商品取引業者に対して資金調達に関する支援を行っている場合
 - (イ) 資金調達に関する支援の方針・方法
 - (ロ) 資金調達に関する支援の実施基準

（注1）外国会社であって、国内に事務所があるときは、国内における主たる事務所を含む。

（注2）外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けている場合を含む。

○これらの書類のうち①③④に記載した事項について、事後的に変更があったときは、原則として、特別金融商品取引業者は、所定の届出書及び添付書類により、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出ることが義務付けられている¹⁰（改正金融商品取引法57条の2第4項、改正金融商品取引業等府令208条の9）。

○また、前記の書類②に関連して、（親会社のある）特別金融商品取引業者は、定期的にグループ全体の財務状況等の報告も求められる。具体的には、親会社のうちその親会社がない会社（つまりグループ全体の頂点に位置する会社）について、四半期ごとに次の書類を内閣総理大臣に提出することが義務付けられる（改正金融商品取引法57条の2第5項、改正金融商品取引業等府令208条の10、別紙様式17号の2、3）。

- a. 資金調達に関する支援の状況等に関する報告書
 - 資金調達に関する支援の状況
 - 営業上の取引及び業務提携等の状況
- b. 親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書
 - 最終親会社の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

¹⁰ なお、後述3.の「指定親会社」又はその子法人等に関する③④の書類については、別途、「指定親会社」による書類の提出義務が課されており（3.（2）など参照）、特別金融商品取引業者に対する変更の届出は免除されている（改正金融商品取引業等府令208条の8）。

- 最終親会社の子法人等の状況（注1）
- 最終親会社及びその子法人等に係る資本関係図（注1）
- 最終親会社及びその子法人等の経理の状況（連結財務諸表、四半期連結財務諸表）（注2）
- 最終親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況等（連結自己資本規制比率等）（注3）

（注1）（四半期ごとではなく）事業年度ごとに記載。

（注2）ここでいう連結財務諸表とは、「連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう」とされている（別紙様式第17号の3（注意事項）1（5））。四半期連結財務諸表とは、「四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう」とされている（別紙様式第17号の3（注意事項）1（4））。なお、原案では、連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結キャッシュ・フロー計算書）も提出が要求されていたが、最終的には不要とされている（『金融庁の考え方』No.16）。

（注3）最終親会社が法令（外国の法令を含む）に基づいて連結自己資本規制比率を算定している場合に記載。具体的には、（金融商品取引法ではなく）銀行法などに基づき算定している場合や、最終親会社が外国会社で母国法に基づき算定している場合などが想定される。

（注4）後述3.の「川上連結」が適用されて指定親会社による書類提出がなされる場合には、これらの書類の提出は免除される。

(4) 連結業務報告書、連結説明書類

○前記(1)～(3)のほか、特別金融商品取引業者に対しては、事業年度ごとに次のような書類の作成義務等が課されている。

- ①特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務・財務の状況を連結して記載した事業報告書（連結事業報告書）の提出・報告義務（改正金融商品取引法57条の3）
- ②特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務・財産の状況を連結して記載した説明書類（連結説明書類）の作成・公衆縦覧義務（改正金融商品取引法57条の4）

○改正政令、改正府令では、各書類の詳細が規定されている。「連結事業報告書」の記載事項は、次のように定められている（改正金融商品取引業等府令208条の12、別紙様式17号の4）。

1 業務の状況

- (1) 登録年月日及び登録番号
- (2) 当期の業務概要
- (3) 子法人等の状況
 - ①子法人等の数の増減
 - ②特別金融商品取引業者及びその子法人等に係る資本関係図
 - ③子法人等の概況（注1）
 - ④子法人等の財務内容（注2）
- (4) 連結自己資本規制比率の状況

2 経理の状況（注3）

- (1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (2) 連結貸借対照表（注4）
- (3) 連結損益計算書（注4）
- (4) 連結株主資本等変動計算書（注4）

（注1）具体的には、「主な事業の内容」、「特別金融商品取引業者の議決権保有割合」、「役員の内兼任等」などの記載が求められる。

（注2）具体的には、営業収益、経常利益、当期利益、純資産額、総資産額、特別金融商品取引業者への配当額などの記載が求められる。

（注3）原案では、連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結キャッシュ・フロー計算書）も提出が要求されていたが、最終的には不要とされている（『金融庁の考え方』No.16）。

（注4）関連する注記を含む。

○「連結説明書類」の記載事項は、次の通りである（改正金融商品取引業等府令 208 条の 13）。

①特別金融商品取引業者及びその子法人等（注1）の概況

- イ 特別金融商品取引業者の商号、登録年月日、登録番号、届出日
- ロ 特別金融商品取引業者及びその子法人等の主要な事業の内容、組織の構成
- ハ 子法人等に関する次の事項
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 本店又は主たる事務所の所在地
 - (3) 資本金の額、基金の総額又は出資の総額
 - (4) 事業の内容
 - (5) 特別金融商品取引業者の議決権保有割合
 - (6) 特別金融商品取引業者及びその子法人等の議決権保有割合

②特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務の状況

- イ 直近事業年度における業務の概要
- ロ 直近 3 連結会計年度における業務の状況を示す指標
 - (1) 営業利益及び純営業収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 当期利益又は当期損失
 - (4) 純資産額
 - (5) 総資産額
 - (6) 各連結会計年度終了日における連結自己資本規制比率

③特別金融商品取引業者及びその子法人等の直近の 2 連結会計年度における財産の状況

- イ 連結貸借対照表（注2）、連結損益計算書（注2）、連結株主資本等変動計算書（注2）
- ロ 各連結会計年度終了日における次の事項
 - (1) 借入金の主要な借入先、借入金額
 - (2) 保有する有価証券（注3）の取得価額、時価、評価損益
 - (3) デリバティブ取引（注3）の契約価額、時価、評価損益
- ハ 特別金融商品取引業者及びその子会社等¹¹が 2 以上の異なる種類の事業を行っている場合、事業の種類ごとの区分に属する営業収益等（注4）の額として算出したもの（注5）
- ニ 前記③イについて、会社法に基づく会計監査人の監査を受けている場合には、その旨
- ホ 前記③イについて、金融商品取引法に基づく公認会計士・監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨
- ヘ 経営の健全性の状況（注6）

（注1）連結説明書類の内容に重要な影響を与えないものを除く。

（注2）関連する注記を含む。

（注3）トレーディング商品に属するものとして経理されたものを除く。

（注4）営業収益及び純営業収益、経常利益又は経常損失並びに資産をいう。

（注5）総額に占める割合が少ない場合を除く。

（注6）連結自己資本規制比率に係るものを除く。

¹¹ ここでの「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関（財務・営業、事業の方針を決定する機関、具体的には、株主総会その他のこれに準ずる機関のこと）を支配されている会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む）をいう（改正金融商品取引法 57 条の 10 第 2 項）。なお、その具体的な判断基準について、改正府令では、財務諸表等規則又は指定国際会計基準における親・子会社関係を定めている（改正金融商品取引業等府令 208 条の 17、38 条の 3）。

3. 「川上連結」規制（指定親会社）

(1) 指定親会社

○前記2. の特別金融商品取引業者のうちグループ一体で金融業務を行っていると思われるものについては、内閣総理大臣は、その親会社・兄弟会社を含むグループ全体に対する規制・監督（いわゆる「川上連結」）の対象として、その特別金融商品取引業者の**親会社**のことを「指定親会社」に指定することとされている。

○具体的には、特別金融商品取引業者の親会社又はその子法人等が、次の要件のいずれかに該当し、その親会社又はその子法人等の業務の健全かつ適切な運営を確保することが公益・投資者保護のため特に必要であると認められる場合に、指定を行うとしている（改正金融商品取引法 57 条の 12 第 1 項）。

◇親会社が特別金融商品取引業者の経営管理を事業として行っていること

◇親会社又はその子法人等が特別金融商品取引業者に対し、その業務の運営のために必要な資金の貸付け、債務の保証その他これらに類する資金調達に関する支援であって、その停止が特別金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものを行っていること

○ただし、内閣総理大臣は、次の場合には指定を行わないことができる（改正金融商品取引法 57 条の 12 第 2 項）。

◇特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営・財務の状況について、他の法令に基づいて行政機関の適切な監督を受けていると認められる場合

◇外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けていると認められる場合

○つまり、別途、国内・国外の監督機関による必要な監督を受けている場合には、金融商品取引法に基づく「川上連結」規制の対象とはしないということである。これは、基本的に次の考え方を踏まえたものと考えられる（前出金融庁『金融・資本市場に係る制度整備について』）。

(イ) 既に他業法によるグループ全体の連結規制・監督が行われている場合（注）は重複規制を避けることとする。

(ロ) 親会社が外国当局による規制・監督を受けている場合や、証券会社と一体的に業務を運営しているとは認められない場合には、当該規制・監督等の実情を踏まえ適切な対応を行うこととする（外資系グループについては、母国当局との連携に加え、日本拠点の規制・監督を通じて、グループ全体の状況についても確認することとする）。

（注）銀行法に基づく連結自己資本比率規制や保険業法に基づく連結ソルベンシー・マージン規制が念頭にあるものと考えられる。

(2) 指定親会社の書類提出義務

○前記(1)の指定を受けた「指定親会社」は、次の事項を記載した書類や各種の添付書類（欠格事由等に該当しないことの誓約書面、定款、登記事項証明書など）の提出が求められる（改正金融商品取引法 57 条の 13、改正金融商品取引業等府令 208 条の 18、19）。

- ①商号又は名称
- ②資本金の額又は出資の総額
- ③役員の名、名称
- ④本店又は主たる事務所の名称、所在地
- ⑤指定親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営・財務の状況について、他の法令に基づいて行政機関の適切な監督を受けていると認められる場合（注）には、その旨
- ⑥指定親会社による傘下の特別金融商品取引業者（対象特別金融商品取引業者）の経営管理、指定親会社・その子法人等による傘下の特別金融商品取引業者に対する資金調達に関する支援に関する次の事項
 - a. 経営管理の内容及び方法
 - (イ) 経営管理の方法
 - (ロ) 経営管理に係る体制
 - (ハ) 指定親会社の役職員が、その対象特別金融商品取引業者の役員を兼ねるときは、その氏名、それぞれにおける役職名、就任年月日
 - b. 資金調達に関する支援の内容及び方法
 - (イ) 資金調達に関する支援の方針・方法
 - (ロ) 資金調達に関する支援の実施基準
- ⑦その他内閣府令で定める事項。具体的には次の事項
 - 事業の内容
 - 指定親会社の議決権保有割合
 - 指定親会社及び子法人等の議決権保有割合

（注）外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けていると認められる場合を含む。

○これらの事項について、事後的に変更があったときは、指定親会社は、2週間以内に、所定の届出書及び添付書類により、その旨を内閣総理大臣に届け出ることが義務付けられている（改正金融商品取引法 57 条の 14、改正金融商品取引業等府令 208 条の 22）。

(3) 連結自己資本規制（「川上連結」）

○改正法では、前記(1)の指定が行われた場合には、特別金融商品取引業者とその子会社だけではなく、その親会社（指定親会社）・兄弟会社を含むグループ全体に対する連結自己資本規制が課されることとなる。この場合、前記 2. (2)の「川下連結」自己資本規制は重複して課されないとされている（改正金融商品取引法 57 条の 25）。

○即ち、内閣総理大臣は、最終指定親会社（「川上連結」規制の対象となるグループの頂点となるべき指定親会社のこと）が、最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として、最終親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の経営の健全性の状況を表示する基準を定めることとされている（改正金融商品取引法 57 条の 17 第 1 項）。

○その具体的な基準は、今回新設された告示「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（以下、連結自己資本規制比率告示）が規定している。その内容は、概ね、次の①と②の選択制ということである（同 2 条、4 条など）。

①川下連結に適用されるのと同様の連結自己資本規制比率（前記2.（2）に係る基準

②バーゼルⅡに基づく連結自己資本規制比率に係る基準

○なお、こうした方向性は、前出金融庁『金融・資本市場に係る制度整備について』で示されていた次のような方針を踏まえたものと考えられる。

一方、国際的に活動する金融機関については、その財務の健全性を示す指標として、いわゆるバーゼルⅡを用いた自己資本規制の枠組みが定着している。従って、我が国の証券会社のうち、国際展開を図る上で、バーゼルⅡを用いた自己資本規制の適用を行う者に対しては、これによる枠組みとすることとする。

○最終指定親会社は、上記の基準を用いて表示される「経営の健全性の状況」について、原則、毎四半期経過後50日以内に（改正金融商品取引業等府令208条の28）、内閣総理大臣に対する届出と公衆縦覧を行うことが求められる（改正金融商品取引法57条の17第2、3項）。届出及び公衆縦覧を行う書面の内容は、前記①②のいずれの基準を採用するかに応じて定められている（改正金融商品取引業等府令208条の28、208条の30、告示「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」）。

○こうした「経営の健全性の状況」に照らして、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、最終指定親会社に対して監督上必要な事項を命じることができる（改正金融商品取引法57条の21第1項）。

○更に、最終指定親会社に対する命令にもかかわらず、改善が進まない場合には、内閣総理大臣は金融商品取引業務の分離などを命令できる。即ち、前述の「監督上必要な事項」の命令から3ヶ月経過しても経営の健全性の状況が改善せず、かつ、改善する見込みがないと認められるときは、内閣総理大臣は、その最終指定親会社に対して、3ヶ月以内の期間を定めてその傘下の特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置その他必要な措置をとるべきことを命じることができるとされている（改正金融商品取引法57条の21第2項）。

○具体的には、前記「①川下連結に適用される連結自己資本規制比率（前記2.（2）に係る基準」を採用している最終指定親会社の場合は、前記2.（2）の「川下連結」の場合に準じた命令を行うことが想定されている¹²（告示「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」3条）。

○前記「②バーゼルⅡに基づく連結自己資本規制比率に係る基準」を採用している最終指定親会社の場合、原則、図表4のような命令を行うことが想定されている（告示「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」1条）。基本的には、銀行に対するいわゆる早期是正措置（「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」）に準じた内容となっている。

¹² 厳密には、第三区分について「三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止その他監督上必要な事項の命令」ではなく、「三月以内に対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置の命令」とされている。

図表 4 指定親会社の経営の健全性の状況の区分とこれに応じた命令

経営の健全性の状況に係る区分		命令の内容
区分	連結自己資本規制比率	
非対象区分	8%以上	—
第一区分	4%以上 8%未満	経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びその実行の命令
第二区分	2%以上 4%未満	次の自己資本の充実に資する措置に係る命令 ① 資本増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ② 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ③ 総資産の圧縮又は増加の抑制 ④ 子法人等（対象特別金融商品取引業者を除く。）の株式又は持分の処分 ⑤ その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	0%以上 2%未満	次の措置のいずれかを選択した上で、実施することの命令 ① 自己資本の充実 ② 合併 ③ 3ヶ月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置
第四区分	0パーセント未満	3ヶ月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置の命令

（注1）最終指定親会社が、速やかに、確実に改善するために合理的と認められる経営改善計画を提出した場合は、その属する区分より上の区分（非対象区分を除く）の措置を講じることができる。

（注2）第四区分に該当する場合でも、その連結貸借対照表上の純資産（一定の資産について算出日時点で評価換えを行う）が正の値である場合などには、第三区分に定める命令を含む。

（注3）第四区分以外の区分に該当する場合でも、その連結貸借対照表上の純資産（一定の資産について算出日時点で評価換えを行う）が負の値である場合などには、第四区分に掲げる命令を含む。

（出所）告示「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

(4) 連結事業報告書、連結説明書類

○前記(1)～(3)のほか、指定親会社に対しては次のような義務が課されている。

- | |
|---|
| <p>①最終指定親会社（注）に対するその最終指定親会社及びその子法人等の業務・財務の状況を連結して記載した事業報告書（連結事業報告書）などの提出・報告義務（改正金融商品取引法 57 条の 15）</p> <p>②最終指定親会社及びその子法人等の業務・財産の状況を連結して記載した説明書類（連結説明書類）の作成・公衆縦覧義務（改正金融商品取引法 57 条の 16）</p> |
|---|

（注）指定親会社であって、その親会社のうちにその指定親会社と同一の対象特別金融商品取引業者に係る指定親会社である会社がないもの（改正金融商品取引法 57 条の 12 第 3 項）。即ち、「川上連結」規制の対象となるグループの頂点となるべき指定親会社のこと。

○なお、これらの規制が指定親会社に課されることから、前記 2. (4)①②の規制は、指定親会社の傘下の特別金融商品取引業者には課されない（改正金融商品取引法 57 条の 25）。

○改訂府令では、各書類の詳細が規定されている。「連結事業報告書」の記載事項は、次のように定められている（改正金融商品取引業等府令 208 条の 23、別紙様式 17 号の 5）。

1 業務の状況

- (1) 当期の業務概要
- (2) 子法人等の状況
 - ① 子法人等の数の増減
 - ② 最終指定親会社及びその子法人等に係る資本関係図
 - ③ 子法人等の概況（注1）
 - ④ 子法人等の財務内容（注2）
- (3) 役員及び使用人の状況
 - ① 役員及び使用人の総数
 - ② 最終指定親会社の役員の状況
- (4) 株式等に係る議決権の保有者の状況（注3）
- (5) 株主総会等の決議事項の要旨
- (6) 連結自己資本規制比率の状況

2 経理の状況

- (1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (2) 連結財務諸表（注4）（注5）

（注1）具体的には、「主な事業の内容」、「最終指定親会社の議決権保有割合」、「役員の兼任等」などの記載が求められる。

（注2）具体的には、営業収益、経常利益、当期利益、純資産額、総資産額、最終指定親会社への配当額などの記載が求められる。

（注3）最終指定親会社の上位10名までの株主・出資者について記載する。

（注4）ここでの連結財務諸表とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準により作成される連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。なお、原案では、連結キャッシュ・フロー計算書も要求されていたが、最終的には不要とされている（『金融庁の考え方』No.16）。

（注5）関連する注記を含む。

- 「連結事業報告書」に加えて、次の書類についても金融庁長官に提出することが義務付けられている（改正金融商品取引法57条の15第2項、改正金融商品取引業等府令208条の25、別紙様式17号の6）。

a. 資金調達に関する支援の状況等に関する報告書

- 資金調達に関する支援の状況
- 営業上の取引及び業務提携等の状況

b. 四半期連結財務諸表（注）

（注）ここでの四半期連結財務諸表とは、「四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書」をいうとされている。なお、原案では、四半期連結キャッシュ・フロー計算書も提出が要求されていたが、最終的には不要とされている（『金融庁の考え方』No.16）。

- 「連結説明書類」の記載事項は、次の通りである（改正金融商品取引業等府令208条の26）。

① 最終指定親会社の概況及び組織

- イ 商号又は名称
- ロ （指定親会社の）指定を受けた日
- ハ 沿革及び経営の組織（子法人等（注1）の経営管理に係る体制を含む）
- ニ 上位10位までの株主又は出資者の氏名又は名称、保有議決権数、議決権保有割合
- ホ 資本金の額又は出資の総額、役員の名又は名称、本店又は主たる事務所の名称及び所在地、事業の内容
- ヘ 対象特別金融商品取引業者の商号、登録年月日、登録番号、届出日

②最終指定親会社及びその子法人等の概況

イ 最終指定親会社及びその子法人等の主要な事業の内容、組織の構成

ロ 子法人等に関する次の事項

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 資本金の額、基金の総額又は出資の総額
- (4) 事業の内容
- (5) 最終指定親会社の議決権保有割合
- (6) 最終指定親会社及びその子法人等の議決権保有割合

③最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況

イ 直近事業年度における業務の概要

ロ 直近3連結会計年度における業務の状況を示す指標

- (1) 営業収益（注2）
- (2) 経常利益又は経常損失
- (3) 当期利益又は当期損失
- (4) 純資産額
- (5) 総資産額
- (6) 各連結会計年度終了日における連結自己資本規制比率

④最終指定親会社及びその子法人等の直近の2連結会計年度における財産の状況

イ 連結貸借対照表（注3）、連結損益計算書（注3）、連結株主資本等変動計算書（注3）（又は指定国際会計基準により作成が求められるこれらの書類に相当するもの）

ロ 各連結会計年度終了日における次の事項

- (1) 借入金の主要な借入先、借入金額
- (2) 保有する有価証券（注4）の取得価額、時価、評価損益
- (3) デリバティブ取引（注4）の契約価額、時価、評価損益

ハ 最終指定親会社及びその子会社等が2以上の異なる種類の事業を行っている場合、事業の種類ごとの区分に属する営業収益等（注5）の額として算出したもの（注6）

ニ 前記④イについて、会社法に基づく会計監査人の監査を受けている場合には、その旨

ホ 前記④イについて、金融商品取引法に基づく公認会計士・監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨

ヘ 経営の健全性の状況（注7）

（注1）連結説明書類の内容に重要な影響を与えないものを除く。

（注2）売上高その他これに準ずるものを含む。

（注3）関連する注記を含む。

（注4）トレーディング商品に属するものとして経理されたものを除く。

（注5）営業収益、経常利益又は経常損失及び資産をいう。

（注6）総額に占める割合が少ない場合を除く。

（注7）連結自己資本規制比率に係るものを除く。

4. 施行日

○証券会社の連結規制・監督に関する改正については、**公布日から1年以内の政令指定日から施行される**（改正法附則1条、改正府令附則1条、改正府令附則1条）。具体的には、**2011年（平成23年）4月1日**とされている（施行日政令）。